【新旧対照表】高速道路営業規則（令和６年４月１日改正）

（下線は変更部分を示す。）

| 旧 | 新 |
| --- | --- |
| 第１条～第８条（略）<br><br>（ＥＴＣシステムによる通行の方法）<br>第９条　有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）（以下本条において「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を利用する運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第２４条第４項の規定により当社が公告した通行方法（以下「通行方法」といいます。）及び省令に基づくＥＴＣシステム利用規程（以下「ＥＴＣシステム利用規程」といいます。）の定めにより通行しなければなりません。<br><br>第１０条～第５８条（略） | 第１条～第８条（略）<br><br>（ＥＴＣシステムによる通行の方法）<br>第９条　有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年建設省令第３８号）（以下本条において「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を利用する運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第２４条第４項の規定により当社が公衆の閲覧に供した通行方法（以下「通行方法」といいます。）及び省令に基づくＥＴＣシステム利用規程（以下「ＥＴＣシステム利用規程」といいます。）の定めにより通行しなければなりません。<br><br>第１０条～第５８条（略） |